

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応指針
(第3版)

筑波大学

新型コロナウイルス感染症リスク対応チーム

令和2年10月15日

改定 令和4年2月4日

目次

本指針の趣旨	1
1 各キャンパスの感染対策方針の決定	1
2 本学の活動形態.....	1
3 感染防止のための学生・教職員の責務.....	2
4 キャンパスへの入構基準	2
5 海外からの帰国者・入国者について	3
6 海外渡航について	3
7 施設管理上の感染防止対策	5
8 大学の諸活動における感染拡大の防止.....	5
9 本学構成員に新型コロナウイルス感染が疑われた場合の対応.....	7
10 その他留意事項	7
11 本指針の改定方針	8
12 関連リンク	8

本指針の趣旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年に中華人民共和国で初めて確認された感染症で、新たな変異を起こしながら、世界中で猛威を振るっています。ワクチンや治療薬の開発も進んでいますが、今後も、社会全体として長期的な対応を取ることが必要だと見込まれます。このような状況下においても、本学は、大学としての使命を果たすため、感染対策を徹底し、学内における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、教育研究をはじめとする大学における諸活動の継続性を確保する必要があります。

本指針は、そのために必要な留意事項等を整理し、本学における新型コロナウイルス感染症対策に対応した大学運営の方針を示すものです。

1 各キャンパスの感染対策方針の決定

キャンパス所在地における感染状況の地域特性を考慮して対策方針を決定する。

1-1 筑波キャンパス

首都圏近郊という地理的特性から、東京都の感染状況及び感染症対策（自粛要請等）及び茨城県の「茨城版コロナ Next」対策 Stage 等の対応状況を考慮して決定する。

1-2 東京キャンパス

東京都の感染状況及び感染症対策を考慮して決定する。

1-3 遠隔地施設

所在地の感染状況及び感染症対策を考慮して決定する。

2 本学の活動形態

2-1 活動形態

本学では、当該感染症の状況を踏まえ、「授業」「研究」「学生の入構」「課外活動」「学内会議」「事務体制」の6つの軸によって活動形態を定めている。各軸の内容の具体的な対応や取扱いについては、担当組織において別途定める。なお、今後の感染状況等により、軸の増減を検討することがある。

2-2 活動形態の変更

活動形態の変更については、国内や学内における感染状況、社会情勢等から、総合的に判断して決定するものとする。変更の際の公表は、本学ホームページ、TWINS 又は教職員専用サイトにおいて行うため、学生・教職員にあっては、適宜、最新情報を確認すること。

➤ [【本学公式 HP】本学の活動形態の変更について（令和3年10月1日～）](#)

3 感染防止のための学生・教職員の責務

3-1 感染防止のため、常に、「自分が感染しない」「他の人に感染させない」という視点で、次の行動をとること。

- ・ 毎日の検温を実施し、体調管理を徹底する。
 - ・ 行動履歴の自己記録を行う。
 - ・ 基本的な感染対策（手洗い、マスクの着用等）を励行する。
 - ・ 密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を回避する。
 - ・ 「新しい生活様式」の実践例に倣った行動をとる。
 - ・ 抵抗力を高めるため、「バランスのとれた食事」、「適度な運動」、「十分な休養、睡眠」などを心がける。
- [【外部リンク】厚生労働省 「新しい生活様式」の実践例（2020.6.19 改定）](#)
- [【外部リンク】内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 感染リスクが高まる「5つの場面」](#)

3-2 次に該当する者は、登校・出勤せずに自宅で待機し、「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー」に従い、速やかに対応部局等へ連絡すること。

- ・ 発熱等の風邪症状（体調不良）がある者
 - ・ 濃厚接触者に特定された者
- （※自宅待機による、学生の対面授業・実習・試験等への取扱い及び教職員の勤務の取扱いについては9-3を参照。）
- [【本学公式 HP】新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー（2022.2.4）](#)

4 キャンパスへの入構基準

4-1 入構についての基本的な原則

4-1-1 次に該当する場合は、入構を認めない。

- ・ 発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合
（医療機関等を受診し、医師の診断を受けた者はこの限りではない。）
- ・ PCR検査等により、新型コロナウイルスに感染していると診断されてから、厚生労働省が定める退院や療養生活を終了する際の判断基準を満たすまでの期間
- ・ 濃厚接触者と特定されてから、厚生労働省が定める待機期間を終了するまでの期間

4-1-2 入構後に体調の不調を感じた者は、速やかに帰宅すること。

4-2 学生・教職員の場合

- ・ 「3 感染防止のための学生・教職員の責務」を遵守し、適切な感染対策を実施している者のみ、入構を認める。
- ・ 学生においては、各自がキャンパスに入構する日の直近 14 日間の健康観察記録を付け、その記録表を担当教員（授業担当教員、指導教員等）に提示できるよう携帯すること。

4-3 学外者の場合

- ・ 教育や研究の打合せ等のため来学する者については、事前に受入担当部局と調整した上で、体調管理（毎日の検温を実施する等）されており、来学時に体調不良でないことを確認した場合に入構を認める。
- ・ 定期的・日常的に物品や装置の納品、設備等の修理・点検保守作業のため入構する事業者については、状況に応じた対応が講じられていることを確認した上で、認めることとする。
- ・ 受入担当部局は、入構後に学外者の体調不良を把握した際には、速やかに感染リスクを下げる対応をとること。

5 海外からの帰国者・入国者について

5-1 海外からの帰国者・入国者の対応

海外からの帰国者・入国者の対応や入構の判断については、政府の実施する水際対策に基づき実施する。水際対策については、随時、外務省及び厚生労働省等のホームページで最新の情報を確認すること。

- [【外部リンク】外務省 新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ](#)
- [【外部リンク】外務省 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

5-2 海外から帰国・入国した者と同居している場合

全ての国・地域から帰国・入国した家族等と同居する本学構成員は、当該家族等の自宅待機期間中は健康観察を行い、複数人での会食や不特定多数が集まる場所への外出等、感染リスクを高める行動は控えること。

6 海外渡航について

6-1 渡航制限

本学構成員の海外渡航（出張等）については、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針」に基づき、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報の危険レベルに応じて、以下のとおりとする。

海外へ渡航中の本学構成員については、学生は支援室学生担当係に、教職員は所属部局の総務担当係に電話又は電子メールで、現在の状況（健康状態、帰国予定等）を定期的に報告すること。

○外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報（4つのカテゴリー）に基づく措置

外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報	派遣・渡航（滞在中を含む）についての本学の対応	
	学生	教職員
レベル4	直ちに取り止める	直ちに取り止める
レベル3	取り止める	取り止める
レベル2	取り止める	不要不急の渡航は取り止め、渡航計画の見直しを行う
レベル1	細心の注意を払う	細心の注意を払う

- [【本学公式 HP】 海外安全危機管理](#)
- [【教職員専用 HP】 海外渡航取り止めに関する注意喚起について（令和3年12月10日）](#)
- [【外部リンク】 外務省 外務省海外安全ホームページ](#)

6-2 入国制限措置等

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限については、外務省海外安全ホームページで最新の情報を確認すること。

- [【外部リンク】 外務省 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置](#)

6-3 政府の水際対策

政府において、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策が実施されているため、随時、外務省及び厚生労働省等のホームページで最新の情報を確認すること。

- [【外部リンク】 外務省 新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ](#)
- [【外部リンク】 外務省 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について](#)

6-4 海外安全危機管理のための各種届出等

海外で災害・テロ・感染症発生等の緊急事態が発生した際、当該地域へ渡航中の安否確認を迅速に行うため、外務省の渡航登録サービス（在留届もしくはたびレジ）へ登録すること。学生は、目的のいかんに関わらず海外渡航システム（TRIP）による海外渡航手続きを行うこと。教職員は、出張等、私事以外の理由によって海外に渡航する際は、海外渡航システム（TRIP）による海外渡航手続きを行うこと。

- [【本学公式 HP】 海外安全危機管理](#)
- [【外部リンク】 外務省 渡航登録サービス](#)

7 施設管理上の感染防止対策

7-1 施設の管理者（管理組織）は次の感染防止策を講じること。

- ・ 密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を回避する。
 - ・ 建物内の教室、会議室等の換気状況等から感染リスクが高い施設を調査し、必要に応じて改善措置を講じる。
 - ・ 身体的距離（1m～2m）を確保した上で、各室の最大収容可能人数を把握する。
 - ・ こまめな換気、共用部分の消毒を実施する。
 - ・ 建物及び部屋の入口等、人の往来が多い場所には、適宜手指消毒剤を設置する。
 - ・ 人が集まる場所（教室・図書館・サテライト室・食堂等）には、入退室の導線、座席の制限等を表示する。
 - ・ 食堂等においては、会話による飛沫が発生しやすく、特に感染リスクが高い環境にあるため、人と人との十分な間隔を確保し、消毒等を徹底する。また、利用者へも、近距離での会話や大声での会話の自粛を要請する。
- [【外部リンク】厚生労働省、経済産業省、消費者庁 新型コロナウイルス対策ポスター「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」](#)
- [【外部リンク】厚生労働省 感染拡大防止と医療提供体制の整備—クラスター対策—](#)

7-2 施設の利用者は次の感染防止策を講じること。

- ・ 各施設の使用については、管理を担当する組織に利用上の条件や留意事項等を確認し、その指示に従う。
- ・ 食堂等を利用する際は、特に感染リスクが高い環境にあるため、人と人との十分な間隔を確保し、近距離での会話や大声での会話を自粛する。

8 大学の諸活動における感染拡大の防止

8-1 授業

本学の活動形態及び「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対面授業実施のためのガイドライン」に基づき、感染対策を講じること。

- [【本学公式 HP】本学の活動形態の変更について（令和3年10月1日～）](#)
- [【教職員専用 HP】新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対面授業実施のためのガイドライン（2021.3.29 改定）](#)

8-2 研究

本学の活動形態に基づき、感染対策を講じること。

- [【本学公式 HP】本学の活動形態の変更について（令和3年10月1日～）](#)
- [【外部リンク】文部科学省 感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（改訂）（2020年10月6日）](#)

8-3 入学試験

大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施にあたっては、文部科学省が定めるガイドライン等に基づき、感染予防対策等を行うものとする。

- [【外部リンク】文部科学省 大学入試情報提供サイト](#)

8-4 課外活動

本学の活動形態及び「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」に基づき感染対策を講じること。茨城県等の要請により、活動内容に変更が生じる場合があるため、随時本学公式 HP を確認し、最新の情報を得ること。

- [【本学公式 HP】本学の活動形態の変更について（令和3年10月1日～）](#)
- [【本学公式 HP】課外活動（サークル等）](#)

8-5 式典・イベント等の開催

主催者（主催組織）は次の事項を実施すること。

8-5-1 開催の検討

- ・ 催物等の開催について、各キャンパス所在地における感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、開催の必要性を検討すること。

8-5-2 感染対策

- ・ 催物等の規模に関わらず、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの密」を回避すること。
 - ・ 身体的距離の確保、マスクの着用、体調管理の徹底等、基本的な感染防止策を講じること。
 - ・ その他、催物等の態様（屋内か屋外か、全学的か小規模か等）や種別（講演会、展示会、スポーツの試合や大会等）に応じて、講じるべき感染防止策を検討すること。
 - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA等）を活用すること。
- [【外部リンク】厚生労働省「新しい生活様式」の実践例（2020.6.19改定）](#)
 - [【外部リンク】内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 感染リスクが高まる「5つの場面」](#)
 - [【外部リンク】厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）](#)

9 本学構成員に新型コロナウイルス感染が疑われた場合の対応

9-1 新型コロナウイルス感染が疑われる本人の行動

本学構成員が、次の項目に該当した場合、「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー」に従い行動する。

- ・発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合
- ・濃厚接触者に特定された場合
- ・接触者になった場合
- ・同居者が「体調不良」または「濃厚接触者に特定」された場合

➤ [【本学公式 HP】新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）（2022.2.4）](#)

9-2 各部局の対応

本学構成員から、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、当該構成員の所属する組織は、様式1・2により、速やかにリスク・安全管理課及び保健管理センターへ報告する。特に、様式1・2の取り扱いには十分注意すること。

感染者が使用していた場所の消毒を実施する場合は、アルコール等によるふき取り作業を、建物を管理する組織の責任で実施する。消毒の要否、実施の範囲については、保健所の指示があればそれに従う。

➤ [【教職員専用 HP】陽性者判明時の対応について](#)

9-3 学生・教職員の自宅待機期間における取扱い

新型コロナウイルス感染が疑われる場合や、濃厚接触者に特定された場合において、自宅待機となった際には、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対面授業実施のためのガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対応に係る勤務の取扱いについて」に基づき対応する。

➤ [【教職員専用 HP】新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対面授業実施のためのガイドライン（2021.3.29 改定）](#)

➤ [【教職員専用 HP】新型コロナウイルス感染症対応に係る勤務の取扱いについて（2022.1.12 更新）](#)

10 その他留意事項

10-1 差別や偏見への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者、消防関係者（救急隊員等）に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されない。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めること。

10-2 ワクチン接種による不利益や差別への対応

新型コロナウイルスワクチンの接種は、本人の意思に基づくものであり、接種を希望しない者に不利益や差別的な扱いをすることは許されない。医学的な事由により接種を受けられない者もいることから、ワクチン接種の強要は行わないこと。

また、個人情報保護の観点から、ワクチンの接種歴や接種しない理由等のむやみな取得は行わないこと。

11 本指針の改定方針

本指針は、随時見直しを重ね、内容の充実化を図る。特に、政府の方針が大幅に変更された場合や記載内容に不足が確認された場合等に改定を検討する。

12 関連リンク

- [新型コロナウイルス感染症対策](#)（内閣府）
- [新型コロナウイルス感染症について](#)（厚生労働省）
- [新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について](#)（文部科学省）
- [海外安全情報ホームページ](#)（外務省）
- [新型コロナウイルス感染症対策本部](#)（首相官邸）
- [新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～](#)（首相官邸）
- [新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報](#)（茨城県）
- [新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報](#)（東京都）

改定履歴

改定日	概要
第2版 (2021.1.7)	<ul style="list-style-type: none">・基本方針を本文へ統合・「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー」改正に伴う修正（3-2、9-1）・「外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報（4つのカテゴリー）に基づく措置」の表現修正（6-1）・参考資料の変更、リンク先の修正・その他、表現の修正
第3版 (2022.2.4)	<ul style="list-style-type: none">・入構基準の見直し（4-1-1）・「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー」改正に伴う修正（3-2、9-1）・海外からの帰国者・入国者と同居する者の取扱いの変更（5-2）・ワクチン接種による不利益や差別への対応を追加（10-2）・参考資料の変更、リンク先の修正・その他、表現の修正